

☆ SUBARU TIMES ☆ 12月号

「年収 103 万円の壁」見直し？ 年収の壁について解説

今回は現在見直しの動きがある年収の壁について、現状と今後の動向について解説します。

年収の壁とは

「年収の壁」には、税制上の「壁」と社会保険上の「壁」があります。この壁を超えると税金や社会保険料の負担が生じ、配偶者などの扶養の範囲内で働く方の就業抑制の一因となっています。

税制上の「壁」～世帯の手取り収入は減りません～

税制上の「壁」には、住民税が課税される「100万円の壁」と所得税が課税される「103万円の壁」があります。

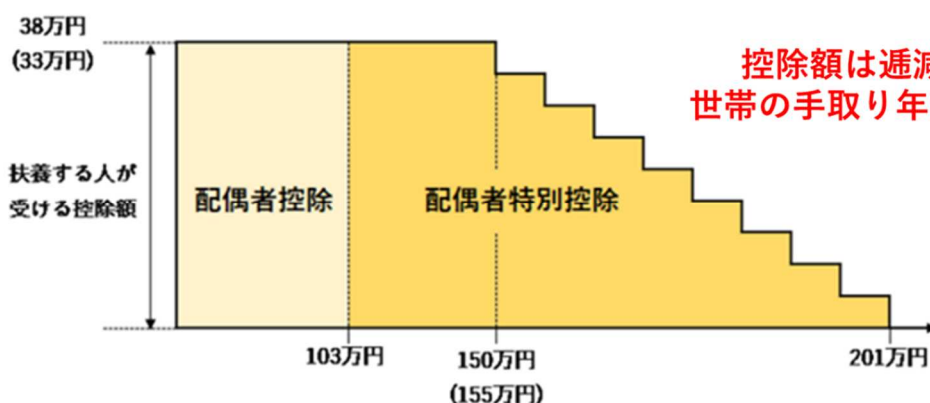
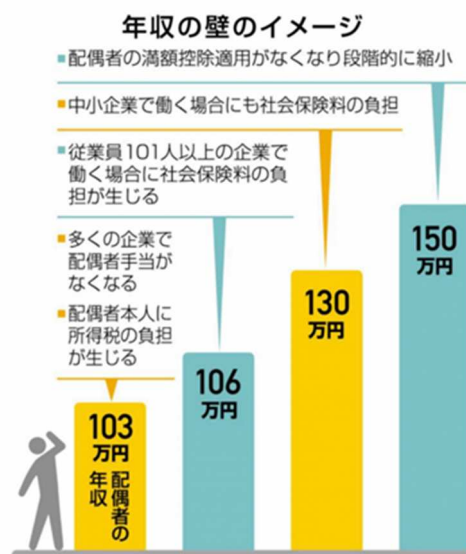
100万円を超えると住民税がかかりはじめ、103万円を超えると所得税がかかりはじめますが、この給与水準では所得税率は低く、収入増に比べ、負担は少なくなります。

現在、この「103万円の壁」について見直しが行われており、20万円引き上げて「123万円」とする方向で最終調整に入っているようです。

また、配偶者特別控除が減少する「150万円」も税制上の壁と言われています。

150万円を超えると配偶者特別控除が減り始めますが、その結果、世帯の手取り収入が減るわけではなく、手取りの伸びが緩やかになります。

このように税制においては世帯の手取り収入が逆転しないような仕組み（収入が少ないときと比べて、収入が多いときの方が、税負担によって世帯の手取り収入が減少することがないような仕組み）が設けられています。



控除額は逡減するが、世帯の手取り年収は減らない

社会保険上の「壁」～働き損になる場合も！？～

社会保険上の「壁」には、加入義務が生じる「106万円の壁」または「130万円の壁」があります。

～106万円の壁～

従業員 51 人以上の会社にお勤めの場合に社会保険の加入義務が発生する年収。

加入要件は企業規模以外に、月額賃金 8.8 万円（年収計算で約 106 万円）、週の労働時間が 20 時間以上、などがあります。

～130万円の壁～

上記以外のお勤め先の場合に、国民健康保険や国民年金の保険料の支払いが発生する年収。

税法上の壁と社会保険上の壁で、影響が大きいのは社会保険上の壁です。社会保険上の壁を超えてしまうと、給与収入全体に対して社会保険料がかかります。

社会保険料の負担は年間で 15 万円、20 万円などと高額のため、社会保険に加入しないほうが手取りが多いという逆転現象が起きる場合があります。「働き損」と呼ばれるのは、このためです。

では、社会保険料を支払っても手取りが減らないようにするには、年収をいくらにすればよいのでしょうか。

【例：「130万円の壁」での手取り額】

- ・ 給与収入 129 万円...手取り額 124 万 1,000 円
- ・ 給与収入 130 万円...手取り額 108 万 3,800 円
- ・ 給与収入 153 万円...手取り額 125 万円



給与収入が 129 万円の場合、手取り額は 124 万 1,000 円ですが、給与収入が 130 万円になると社会保険料がかかり、手取りが 108 万 3,800 円に減り、逆転現象が発生します。

「年収 152 万円」までであれば働き損になってしまいますが、給与収入が 153 万円になれば、手取り額が 125 万円となり、逆転現象が解消できます。

現在、社会保険上の「壁」についても議論がなされています。

今後の動きにも注目しつつ、それぞれの「壁」に関する正しい知識を身につけて自分に合った働き方を見つけましょう！



12月28日～1月5日 は年末年始休暇をいただきます。
ご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。



No123 令和 6 年 12 月 23 日発行 【担当】熊本オフィス 吉村 史織



税理士法人 昂

【熊本オフィス】

〒860-0844 熊本県熊本市中央区水道町8-6-8階
TEL 096-342-6307 FAX 096-342-6308

【筑紫野オフィス】

〒818-0023 福岡県筑紫野市大字若江509-2階
TEL 092-555-9205 FAX 092-555-9206